

総合評価落札方式の改正及び低入札価格調査の見直しについて

令和 7 年7月から施行予定の、鈴鹿市における総合評価落札方式の改正および低入札価格調査の見直しの概要は以下のとおりです。

1 総合評価落札方式の改正

【概 要】

- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の基本理念にのっとり価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を推進します。
- ・ 施工能力向上や担い手確保に取り組む活動を評価することで、建設業が地域の守り手として将来に向けて持続され、災害対応力を高めることへ繋がります。
- ・ ダンピング対策を強化します。

【主な改正内容】

○ 対象となる設計金額の引き下げ

(現行)	土木一式工事・舗装工事	設計金額(税込)7 千万円以上
		
(改正)	土木一式工事	設計金額(税込) <u>5千万円以上</u>
	舗装工事	設計金額(税込) <u>3千万円以上</u>

○ 評価項目の見直し(自社施工能力や地域貢献度、地元業者施工率など)

○ 入札参加者の入札額の平均により算定する失格基準の廃止

○ 低入札価格による契約時の条件追加

(現行)	ア)契約額が予定価格の 10 分の 8.7 以上、10 分の 9.2 未満の場合 ・次回以降の総合評価落札方式にて5点減点 イ)契約額が予定価格の 10 分の 8.2 以上、10 分の 8.7 未満の場合 ・次回以降の総合評価落札方式にて 10 点減点 ・契約保証金 10 分の3以上 ウ)契約額が予定価格の 10 分の 7.5 以上、10 分の 8.2 未満の場合 ・イの条件に加え ・担当技術者を主任(監理)技術者と同等の資格 ・主任(監理)技術者と現場代理人の兼務不可
	

(改正)	契約額に関わらず一律 ・契約保証金 10 分の3以上 ・中間前払金を支払わない ・主任(監理)技術者のほか専任の担当技術者配置 ・主任(監理)技術者は専任、現場代理人との兼務不可 ・現場代理人の常駐緩和を認めない
------	---

○ 従来の総合評価算定基準、鈴鹿市総合評価落札方式試行要領の運用基準に代えて、新たに鈴鹿市総合評価落札方式ガイドラインを策定

2 低入札価格調査の見直し

【概 要】

工事又は製造その他の請負について、ダンピング対策を強化するため、低入札価格調査の内容を見直すとともに、調査基準価格に満たない額で契約する場合の条件を追加し、所要の改正を行います。

【主な改正内容】

○ 低入札価格調査の調査項目見直し

- ① 当該価格により入札した理由
- ② 入札金額の積算内訳
- ③ 手持工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 建設副産物の搬出先
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、市町が必要と認める事項

○ 調査基準価格に満たない額で契約する場合の条件追加

- ・ 契約保証金 10 分の3以上
- ・ 中間前払金を支払わない
- ・ 主任(監理)技術者のほか専任の担当技術者配置
- ・ 主任(監理)技術者は専任、現場代理人との兼務不可
- ・ 現場代理人の常駐緩和を認めない

○ 鈴鹿市低入札価格調査マニュアルを作成

- ・ 低入札価格調査を実施する際の調査方法及び内容並びに判断基準を定め、適正な調査が行えるよう整理します。
- ・ ダンピング受注の排除を徹底するという意識を強化します。

3 施行期日

- ・ 総合評価落札方式の改正および低入札価格調査の見直し、共に令和7年7月1日を予定。
- ・ 施行期日以降に入札公告を行う案件から、改正内容を適用します。

本件に関するお問い合わせ
鈴鹿市 技術監理契約課 契約 G
電話 059-382-9039